

第3回脱炭素アドバイザー資格制度の認定にかかるガイドライン検討会 議事要旨

日時:令和5年3月15日(水)12時00分~13時30分

場所:オンライン会議

出席者(敬称略)

<委員>

(座長)竹ヶ原 啓介(株式会社日本政策投資銀行設備投資研究所 エグゼクティブフェロー兼副所長)

淡路 睦 (一般社団法人全国地方銀行協会会長行 株式会社千葉銀行取締役常務執行役員)

松川 恵美 (一般社団法人 CDP Worldwide-Japan シニアマネジャー)

森本 英香 (一般財団法人持続性推進機構 理事長)

家森 信善 (神戸大学経済経営研究所 教授)

<オブザーバー(組織名のみ)>

経済産業省、中小企業庁、金融庁、一般社団法人全国銀行協会、一般社団法人第二地方銀行協会、一般社団法人全国信用金庫協会、一般社団法人全国信用組合中央協会、一般社団法人日本損害保険協会、日本商工会議所、全国商工会連合会、公益社団法人日本青年会議所、一般社団法人日本経済団体連合会、一般社団法人金融財政事情研究会、一般社団法人日本カーボンニュートラル協会、一般社団法人炭素会計アドバイザー協会、株式会社経済法令研究会、銀行業務検定協会、一般社団法人金融検定協会

議題

- (1) 前回検討会における主な論点(資料1)
- (2) 各論点に対するガイドラインの修正等のご説明(資料2~5)
- (3) 認定制度の運営イメージ(資料6)
- (4) 意見交換

開会

議事に先立ち、国定環境大臣政務官より、挨拶があった。

座長及び委員並びにオブザーバーの紹介

環境省環境経済課環境金融推進室の稲村室長補佐から座長及び各委員並びにオブザーバーの紹介があった。

議題1 前回検討会における主な論点(資料1)

議題2 各論点に対するガイドラインの修正等のご説明(資料2~5)

議題3 認定制度の運営イメージ(資料6)

議題4 意見交換

事務局から上記議題 1～3 に関して資料に基づき説明があり、次いで意見交換が行われた。主な意見は以下の通り。

(1) 前回検討会の論点に対するガイドライン修正等に関する議論

委員からは以下の意見をいただいた。

- 類型の名称が具体的なネーミングとなりレベル感の違いが分かりやすくなったほか、環境省認定制度であることも明確になり、名刺に記載する上でも良い。また、制度の目的に「資金調達のある方」を追記することでファイナンス面の重要性も押さえているほか、求められる知識水準に補助金制度が含まれたことで現場のニーズに沿うものに改善されている。
- 前回挙げられた論点の各項目について、良い対応法を見つけている印象を受けた。良い名称になり名刺に載ると「できる人」という印象を受けるため、自覚と共にこの名称を使ってほしいと感じた。資金調達のある方については、「ファイナンス」と明記してしまうと資格取得者が金融機関職員に限定した印象を受けるので、現状の記載はよく整理されていると思う。補助金に関する知見は必要だが、補助金を含めて脱炭素に関する情報は日々変化することから、各事業者には目標やターゲットの年度等も含めて新しい情報を取り入れてカリキュラムを随時更新してほしい。
- 名称や制度の目的について議論を踏まえ修正されており異論はない。補助金については「補助金制度等、脱炭素化促進のための国・自治体の政策に関する知識」と整理されており、様々な取り組みを扱う意図が見えるので良いと感じた。なお、研修の実施形態については、ベーシックとそれ以外で同じ記載となっているため、対面・オンライン演習・eラーニング・通信講座等については、難易度の高い類型は何を「推奨」するか示すという選択肢もある。
- なお、欠席の森本委員からは、事前説明の際に全体として過去の意見に対応した修正がされている旨、また、前回本検討会で森本委員から意見があった商標登録については、名称確定後に進めていく旨、事務局から説明があった。

(2) ガイドライン案の詳細に関する議論

委員及びオブザーバーからの意見に対し以下の通り議論した。

- ガイドライン案 1.3「認定を示す表記の使用」において「環境省認定制度 脱炭素シニアアドバイザー」等の名称を使用できるとしているが、同文言には各個別の資格制度の名称を続けて併記することも可能であり、認定を示す表記自体を変更しない限り、表記方法には自由度がある。
- ガイドライン案 2.2.2「資格制度の運営状況に関する要件」における「不正又は著しく不当な行為をした場合」とは、アドバイザーであることを利用し脱炭素化を進めたい事業者に対して故意に損害を与える或いは詐欺等の行為があった場合などを想定しているが、認定にかかる審査の際には各資格制度において、こうした事例に該当する合格者の資格を剥奪・抹消する条項が存在するか等を確認する。
- ガイドライン案 2.2.3「認定取得後の報告」における「属性」とは、業種・役職・年齢等を想定しており、これにより本制度を使用する層の情報を収集する予定である。
- ガイドライン 2.2.6「認定の取り消し」において規定された事項に抵触し、資格制度の認定が取り消された場合、当該資格制度の合格者は認定を示す表記の使用ができなくなる。そうした場合に他の認定済み資格制度の合格者として互換する救済措置も考えられるが、現時点では予めそうした規定を設けることは考えていない。

- ガイドライン案 3.4「資格保持者の能力等維持のために講ずるべき措置」では再研修や再査定について記載しているが、具体的にどのようなコンテンツを組むかは各事業者に委ねている。もっとも、規程趣旨としては、資格の実効性低下の防止の観点から、出来るだけ高い頻度での学習機会の提供等を求めている。

(3) ガイドライン発表後の流れに関する議論

委員及びオブザーバーからの意見に対し以下の通り議論した。

- 今後の予定としては、ガイドラインを3月末に発表し、その後、申請フォーマットをホームページ等で公表できるよう準備を進め、審査マニュアル等に係る手続きを整備した上で、認定の申請を6月ごろに開始することを想定している。ガイドラインに定めたとおり、申請に際して一度は資格試験を実施していることを認定要件としているため、資格試験の開始と認定にはタイムラグが発生する可能性がある。また経過措置に定めたとおり、認定前に出た合格者については、試験内容に認定時と比較して不足している部分があった場合はその内容の補講等を行えば、認定制度の合格者として扱う。なお、事業者ごとではなく個別の資格制度ごとに申請・審査を行う制度であるため、認定済みの資格を運営する事業者であっても異なる種類の認定を受けるためには再度申請・審査の必要がある。
- 審査にはテキストや試験の提出のほか、研修内容も確認する。対面形式であれば現地に立ち会うことも考えられるが、実際の審査方法は今後検討が必要。この点、特に制度開始初期においては、望ましい研修の形を見定めるために、複数の事業者間での比較を行いながら検討を進めることも一案であり、各事業者と事前にコミュニケーションを取ってご協力を得ながら進めていきたい。
- 資格試験の実施報告は、制度開始直後は試験実施の都度報告を受けることを想定している。軌道に乗れば1年間に1回等の頻度に省略することも可能か要検討。
- 本検討会にオブザーバーとして参加している資格事業者からは本制度に申請する意思は伺っているが、どの事業者の資格制度が認定を受けるかは現段階では当然分からない。そのため、受験者の方におかれは、資格制度の認定前に資格取得を計画する際には、各資格事業者に対し、本制度に申請するか確認する選択肢もある。
- 既に本制度に近い内容の資格を取得している方もありうるが、経過措置を設けているため、要件に合致させるための補足的な措置を講ずることによって、そうした資格も認定対象となる可能性がある。さらに、取得済みの資格が「脱炭素アドバイザーベーシック」として認定を受けた場合、上位のアドバンストやシニアにステップアップしていく動機にもなると考えている。

閉会

議事の結びに、環境省環境経済課の波戸本課長より、挨拶があった。

以上